

# Chromebook 代替機貸出ルールについて

2025年12月  
JSKL情報教育部

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本校では学習活動に支障をきたさないよう、お子様のChromebookを「忘れてしまった場合」や「故障により修理が必要な場合」あるいは、編入後、機器を手に入れるまでの短期間に、代替機（予備機）の貸出を行っております。しかしながら、現在の運用において、一部、課題が顕在化しております。

つきましては、状況の改善と限られたリソースをすべての児童・生徒に公平に提供するため、代替機の貸し出しルールを明確化することといたしました。下記をご覧いただき、ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

## 記

### 1. 貸し出しルール

1. 貸し出し対象	以下に示すような、やむを得ない事情でChromebookの一時的な貸し出しが必要な児童/生徒に対して貸し出しを行います。 例) <ul style="list-style-type: none"><li>・持参忘れ</li><li>・充電忘れ</li><li>・編入したばかりで、Chromebookの購入手続き中</li><li>・故障機器の修理期間中 など</li></ul>
2. 貸し出し機器	職員室の貸出用Chromebook
3. 貸し出し方法	①朝や休み時間など、必要な授業時間の前に、職員室に借りに来た児童/生徒に対して貸し出しをしています。 ②その日の下校までに、職員室に返却する。 ※家庭に持ち帰ることはできません。
4. 貸し出し期間	日々の貸し出しを長期的に行う場合、基本的に <u>3ヶ月以内</u> とします。代替機はあくまで「一時的」な使用を目的としているため、購入や修理が必要な場合は3ヶ月以内に手続きを完了していただくようご協力ください。

※修理が長引くなど、やむを得ない事情で3ヶ月を超えての貸し出しが必要となる場合は、担任までご連絡ください。「Chromebook長期貸し出し申請書」に、必要事項をご記入いただき、ご提出いただきます。長期貸出の必要性（理由や期日の目処など）について情報を共有し、貸し出し用の台数などを確認した上で、対応させていただきます。

### 2. 保護者の皆様へのお願い

本ルールは、予備機を必要とするすべてのお子様に公平にデバイスを提供し、学習の継続をサポートすることにあります。本校では、該当学年の各ご家庭に、デバイスをご準備いただくことになっています。詳細は、[学校ホームページ》学校生活情報》3. デバイスについて》児童生徒用デバイス活用について](#)をご覧ください。

ご家庭におかれましても、Chromebookの管理には十分にご留意いただき、特に故障や破損が発生した場合は、速やかに修理・買い替えの手続きを進めていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。